

米スタンフォード大学法学部教授

Lawrence Lessig

# ローレンス・レッシグ



interview

「法律は特定の旧来のビジネスのやり方を保護するべきものではない」

東大のビジネスローセンターに客員教授として来日中のサイバー法の権威、ローレンス・レッシング氏。前著『CODE』に続き、邦訳第2弾となる『コモンズ』の発売を記念して、12月8日、ブックファースト渋谷店で訳者山形浩生氏とのトーク&サイン会が行われた。自由に使えるリソースをコモンズ 自然公園のような共有物 として確保することが、人間の創造行為には不可欠であるという主張を法的見地、技術的見地から縦横に考察した同書に関して、読者との活発な質疑応答を終えたばかりのレッシング教授に話を聞いた。

聞き手：高間剛典 Gohsuke Takama 構成：先田千映  
Photo: Nakamura Tohru(mermaid)

## クリエイティブコモンズ、本格始動

🗨️：もうすぐクリエイティブコモンズの発足パーティーですね。

レッシング：12月16日に立ち上げるのは、プロジェクトの中でもいちばん最初の部分、フリーのライセンスとメタデータの提供です。これを使えば、誰もが自分のコンテンツをマークアップして「これはみんなが共有して利用できるものですよ」という意思表示ができるようになります。

ここで私たちがやろうとしているのは2つ。1つは、ライセンスを「無料で」提供すること。でも私にとってはライセンスをXMLとRDFフォーマットで提供することの方がワクワクしますね。これによって、みんなが検索エンジンを使って自由に使えるコンテンツを探すことができる。「セマンティックウェブ」実現の一助にもなるわけです。

🗨️：日本の読者には、まだなじみが薄いと思うので、クリエイティブコモンズの活動内容を説明していただけませんか？

レッシング：クリエイティブコモンズは、いくつものプロジェクトを抱えている財団法人ですが、目的としているのは、入手可能な素材の幅を広げ、パブリックドメイン(みんなが自由に使える公共のリソース)を整備することです。

1番目のプロジェクトはライセンス提供。これは「商用目的でなければ私のコンテンツを使っていいですよ」あるいは「知らせてさえくれれば使っていいですよ」という意志をシンプルかつお金をかけずに表明できる手段を提供するということです。

2番目のプロジェクトは、4月頃に始まる予定ですが、知的財産を保護する管理委

員会の設立です。これはちょうど、ナショナルトラストのような自然保護運動が、貴重な自然を所有・管理して、誰もがその価値を享受できるようにするのと同じような活動です。

ほかにいくつかのプロジェクトで、パブリックドメインに存在する素材の幅を広げるための賢いやり方を模索しています。そうすることで、誰もが自由に使える素材を見つけやすくなります。そして、それを土台に新たな創造や技術革新を行うことができます。パブリックドメインを広げるとは、非常に重要なことです。

🗨️：先ほど読者との質疑応答でおっしゃっていた(世の中に現存する内の)98パーセントの素材のことですね。

レッシング：そう、私たちはまさにその「98パーセント問題」に取り組んでいるんです。

つまり、(ディズニーのような)営利企業が著作権でコントロールしたがついているコンテンツというのは確かにあるんですが、それ以外の98パーセントは著作権で保護されることでかえって再利用することもできず、立ち腐れになってしまっているのです。その98パーセントを解放し、それらを土台に新しいものを創造できるような方法を探るのが、クリエイティブコモンズの役割なんですね。

メタデータを用いたライセンス配布

🗨️：ライセンスの配布方式としてXMLやRDFフォーマットを選ばれたのは？

レッシング：重要なのは、私たちは別にインターネット上に流通する法的な文言の量を増やそうとしているわけではないということです。むしろ主眼としているのは、マシ

ンが判読できるライセンスを作るということの方で、これによってセマンティックウェブがもっと「賢く」なることが大事なんです。

12月16日にサイトをオープンしますが、このサイトでは、自動的にXML、RDFやメタタグを生成し、簡単に自分のコンテンツにライセンスを付けることができます。そこから始まるのが、フィードバックのプロセスです。ご承知のように、これはあくまで「リリース1.0」ですから、将来的に足していった方がいい条項もたくさんあります。それでもまずは世に出したい。みんなにライセンスを利用してもらって、フィードバックを得ることが大切なんです。

🗨️：現段階ではどのくらいの量のコンテンツが集まると見込んでいらっしゃるんですか？

レッシング：うーん、いろんなコンテンツが

集まるとは思いますが、まだ交渉中のものもありますし、12月16日に確実にどのくらいということは、私の立場では言えませんね。ただ、すごいくるんな種類のコンテンツが集まる その幅広さ、ということを理解していただけたらと思います。

日本の方が興味をもたれそうなコンテンツも、集まっていますよ。特にチャールズ・ミュラーさんが長年取り組んでいる仏教のオンライン辞典も、クリエイティブコモンズのライセンス下でリリースされることになっています。

クリエイティブコモンズは国際化も目指しています。最終的にはそれぞれの法体系を下敷きに特化した各国版のライセンスができるでしょう。たとえば日本人なら、日本語で作ったコンテンツを、日本版のライセンスの下で世界に向けて発信できます。ライセンスはメタデータ化されているので、世界中の人が、国による法律の違いを意識することなく、コンテンツを利用できるようになるわけです。

ただし、国際化のプロセスは非常に難しいでしょうね。難しいけれど、必要不可欠なことです。2003年からは専門家を迎えてこの問題に取り組むことになっています。

☞：日本に來られて5か月になります。本拠地のスタンフォード大学法学部インターネットと社会センター(Center for Internet and Society)ではどのような活動を？

レッシグ：私がずっと主張してきているテーマの1つに「法律学者がテクノロジーを理解しようと学ぶこと、同時に技術者が法

律を学ぶことの大切さ」というものがあります。センターではジェニファー・グラニックが指導する「サイバー法クリニック」で、学生たちがサイバースペースで起きる法的問題 たとえば匿名性やハッカーの権利について、実際に学んでいます。また、センターでは、現在最高裁で審理されている「エルドレッド対アッシュクロフト裁判」もサポートしていますし、面白いところでは「ピーターパン裁判」にも取り組んでいます。1987年にオリジナルの『ピーターパン』の著作権は消滅したんですが、続編の作者が、すべての作品に関して著作権を主張し始めたんですね。この件では、ピーターパンを題材に作品を作っているカナダの絵本作者を弁護しているのですが、全体としても、著作権を濫用しようとする人々から、パブリックドメインを守ろうというのがセンターの立場です。クリエイティブコモンズの本拠地でもあることですし、あわよくばスタンフォードの法学部を乗っ取って、次にはアメリカの法曹界を乗っ取ると思っていますよ(笑)。

残念ながら今の米国では、知的財産権のロビイストの力が非常に強く、意見も極端に偏っています。議論をしようとしても、倫理観の問題にすり替えて非難されます。しかも米国流の考え方を海賊版の取り締まりなどで国外にも拡張しようとしているんですが、国の事情や発展の段階によって著作権のあるべき姿は異なりますから、これは非常に馬鹿げたことです。そんな流れに逆らう動きとしては、私がかかっている「エルドレッド裁判」もそうですし、台

湾で起きた著作権期間延長反対の学生デモなど、希望がもてる予兆はいくつかあります。日本では懐疑論さえあまり聞こえてこないようですが。

### ユビキタス社会の著作権ビジネス

☞：クリエイティブコモンズの活動はユビキタスコンピューティングに向けての流れとも呼応していると思うのですが、教授がおもちのビジョンを聞かせてください。

レッシグ：5年後には、どこにいても、どんなデバイスでも、常にブロードバンドでインターネットにつながっているという状況になっているでしょうね。そうなってくると「どれだけ情報を蓄えているか」ということにはもはや価値はない。「いかにシンプルに情報にアクセスするか」ということが価値を生み出すんです。

みなさんにも同じような経験があると思いますが、私自身「探せばハードディスクに入っているはずだよな」と思う情報でも、まずGoogleで探します。その方が簡単で早いからです。インデックス化されていることが重要なんです。

一番わかりやすい音楽を例にとると、どこでもストリーミングで聴けるなら、わざわざダウンロードしてきて自分で整理したり、MP3プレイヤーに移したりという手間をかける人は少ないでしょうね。定額制でも、ペーパービュー制でも、広告モデルでも、いくらでも競争力のあるサービスを生み出すことはできる。レコード会社は「(ファイル交換など)無料のものとは競争のしようがない」と言いますが、じゃあミネラルウォーターはどうなる(笑)。

不幸なことに、規制の方向に動いているコンテンツ提供者たちは、現状の細かいネット接続環境でしかものを考えられないようです。私がかかっているのは、アーキテクチャーを規制で支配しようとすることで、将来的にはコンテンツ提供者とユーザー



の両者にとってベストなシステムになる可能性をもった技術を台無しにしてしまうかもしれないということです。基本的に、規制しようという側の人間は、テクノロジーに関して根本的に無知なんです。さらに悪いことには、無知でいる資格があると思っている。法律家であれ、政策起案者やレコード会社であれ「自分たちはそんなこと知らなくていい」と考えているようです。

馬車から車になった。楽譜販売からレコードやラジオになった。そんな歴史を見ても「旧来の産業を侵害するから新しい技術を止めよう」ということを法律が言わなかったのがわかります。技術が変わったなら、それに応じた「収益アーキテクチャー」が必ず見つかるはず。法律は、特定の旧来のビジネスの「やり方」を保護するべきものではないのです。

加えて、すでに今の米国の音楽ビジネスは破綻しています。プリトニー・スピアーズのような極端な例外を除いては、アーティストたちはかつての小作農のような境遇を強いられている。ひどいシステムですよ。ユーザーの嗜好のマッチング技術など、インターネットの特性を利用すれば、トップダウン式で「巨額のPR費用をかけて売り出す」今の手法よりも低リスクで効率がいいかもしれないのに、レコード会社はまったく新しい実験をやろうとしない、むしろ潰そうとしている。イノベーションの障害にしかかっていないというのが現状です。

#### クリエイティブコモンズのロードマップ

☞：そのような状況下で、クリエイティブコモンズの果たす役割とは。

レッシング：1年以内には、サーチエンジン技術を応用して、内容やフォーマット、ライセンスを指定した検索、たとえば「インターネット上にあるエンパイアステートの写真で、クリエイティブコモンズのライセンス下で自由に利用できるものをすべて表示する」ということができるようになってははずです。そうなれば、Corbisのようなフォトアーカイブサービスとも競合できる。そして、そのような競争が生じることで、広く問題を認識してもらい、解決への糸口



#### ローレンス・レッシング Lawrence Lessig

スタンフォード大学法学部教授。同大学インターネットと社会センターの設立者。サイバースペースにおける法律問題の第一人者とされており、マイクロソフトの独禁法裁判や、著作権の有効期間を20年延長した法律をめくって現在係争中のエルドレッド対アッシュクロフト裁判でも活躍している。著書に『CODE インターネットの合法・違法・プライバシー』『コモンズ ネット上の所有権強化は技術革新を殺す』ととも翔泳社刊）がある。

ローレンス・レッシング氏のサイト  
[cyberlaw.stanford.edu/lessig/](http://cyberlaw.stanford.edu/lessig/)  
 クリエイティブコモンズ  
[creativecommons.org](http://creativecommons.org)

が開ければと思っています。

☞：スタート地点に立つということですね。今後の活動ロードマップをお聞かせください。

レッシング：先ほど述べたように、ライセンス提供とサイトのオープンに続いては、国際化の作業もありますし、2番目のプロジェクトとして知的財産の管理委員会を作らなければいけません。たとえばサンからJavaを託されたとすれば、みんながJavaを使って自由な開発環境を得られるようにするのがその委員会の仕事です。しかしそこで「みんながJavaを使っているならJava税を徴収したらどうだろう」と考える人も出てくるでしょう。そうなると、Javaで開発するのが嫌になる人も出てくる。

私たちの仕事は、そのような形でお金をとることを認めず、誰もがJavaのような技術を土台に新しいものを作る権利を確保するかわりに、もしレドモンドにある会社(笑)が出てきて技術を横取りしたり歪めたりしようとしても、知的財産を守る構造を作ることなのです。すでにいくつかの企業が参加に興味を示しています。

3番目のプロジェクトとしては、これは私個人の考えで、まだボードメンバーの合意は得ていないのですが、パブリックドメインにある素材の身元確認が簡単にできるようにしたいと思っています。現状では、何か使いたい素材があったときにそれが

パブリックドメインにあるのかということさえ、5000ドル払って弁護士を雇わなければわからないという馬鹿げた状況です。データベース化して、誰もが無料で利用できるようにするのはそんなに難しいことではないはずなのに、それをやるべき行政の著作権管理事務所は旧態依然。だからクリエイティブコモンズがそれをやるんです。

私たちは著作権法と闘おうとか廃止しようとかしているわけではありません。リチャード・ストールマンだって、著作権法を利用して活動しているわけです。著作権法を使って、人々が既存のコンテンツを土台に新しいものを創造する活動を応援する。そのためのプロジェクトをほかにもたくさん予定しています。

☞：ありがとうございました。

1 セマンティックウェブ  
 メタ情報の整備により、マシン(検索エージェントなど)が意味を理解することができ、情報の運搬・検索が容易なウェブ。  
 2 エルドレッド対アッシュクロフト裁判  
 75年の著作権期間が切れることで、1928年に生み出されたミッキー・マウスはパブリックドメインになるはずだった。ところが1998年に「著作権延長法」によって著作権が20年延びることとなった。この背景にはディズニーなどの企業によるロビー活動があったと言われている。これに対し、1920年代の書物をネット上で無料で出版しようとしていたエリック・エルドレッド氏は、一方的に著作権を延ばすのは憲法違反だと訴え、裁判は2002年10月には最高裁まで持ち込まれた。

レッシング氏サイン入り『コモンズ』をプレゼント!  
 近著『コモンズ ネット上の所有権強化は技術革新を殺す』(翔泳社刊)をレッシング氏と翻訳者の山形浩生氏のサイン入りでインターネットマガジン読者の方2名にプレゼントします。詳しくは71ページをご覧ください。



## [インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

**株式会社インプレスR&D**

All-in-One INTERNET magazine 編集部

[im-info@impress.co.jp](mailto:im-info@impress.co.jp)